

6月27日（火）

平成 29 年 6 月 27 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	岡 師 博 規	(愛 み や ざ き)
16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
26 番	黒 木 正 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	清 山 知 憲	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	岡 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	野 口 泰 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 継
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第17号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、2億7,700万円余の増額となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金1億9,000万円余、県債3,700万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,781億1,200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は3,000万円の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は130億8,100万円余となります。

また、総務部の補正予算は500万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,642億6,600万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて当局より、それぞれ2カ所ずつ選定した3つの県有主要施設の整備候補地について経過報告がありましたが、県総合運動公園の津波避難対策や都城市山之口運動公園の造成内容など、それぞれ整理、検討すべき課題があることから、今議会の時点では絞り込みがまだできていない状況にあります。

当委員会といたしましては、県有主要3施設の整備地の決定に当たっては、国体開催時よりもより、県の財政負担や、開催後のスポーツランドみやざきの新たな展開、さらには地域振興への波及など、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、関係市等との協議を十分に行って、県としての方針をできるだけ早い時期に決定していただくことを要望いたします。

次に、日豊本線高速化調査の実施についてであります。

このことについて委員より、「調査するまでは、高速化するための詳細な整備費用はわからないが、相当の金額がかかることは容易に予想されるので、調査後の方向性までを見据えておくべきではないか」との質疑があり、当局より、「今回の調査で、駅構内や線路の曲線などを一部改良する場合の整備費用と短縮時間を算出し、今後のJR九州と交渉するための材料にしたいと考えている。高速化による時間短縮とそれに要する費用をしっかりと評価し、今後のJRとの協議に生かしてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「データ収集だけで

終わることなく、次のステップにつながるような実のある内容を期待したい」との意見がありました。

また、別の委員より、「結果を踏まえて実施するJR九州に対する要望活動については、県単独では難しいところもあるので、特急ワンマン化への対応も含めて、大分・鹿児島両県と力を合わせて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録決定及び今後の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「当局を初め、地元3市町と関係者等のこれまでの正式決定までの御尽力に、感謝と敬意を表したい」との意見がありました。

一方、「今回の登録決定を受けて、国内外から地域を訪れる登山客等の増加が予想される中で、林道や登山道の整備などの課題が多く見られる。地元市町や民間等と連携しながら、早急に受け入れ環境の整備をしていただきたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「貴重な生態系の保全という学術的な観点と、交流人口の増加や地域振興を図るといった観点は、ある意味、相反するところがある。共存させる上で難しい面もあると考えるが、この世界ブランドの登録を機会に、うまく調和しながら、これらの地域がさらに発展できるような取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,300万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,098億1,800万円余となります。

このうち、新規事業「介護職員処遇改善特別支援事業」についてであります。

この事業は、介護人材確保対策として介護報酬が改定され、介護職員処遇改善加算の拡充が行われたことに伴い、制度の周知を図り、各事業所に加算取得を促すために、専門相談員を派遣し、個別の助言指導を行うことなどをその内容とするものであります。

このことについて委員より、「介護職員の確保目標はどのくらいなのか」との質疑があり、当局より、「高齢者保健福祉計画で想定されるサービス量に対して、あと4,300人の確保が必要と考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「介護職員処遇改善加算の取得率を100%に近づけるよう、努力いただきたい」との要望があり、これに対して当局より、

「事業所からは取得手続の煩雑さや制度の継続性について心配であるとの声が聞かれるところであるが、説明会等を通じ、理解を求めながら、加算事業所の増加に努めたい」との答弁がありました。

次に、平成29年度に策定・見直し予定の計画についてであります。

このことについて当局より、「宮崎県医療計画など主な8件の計画の策定・見直しを行う予定である」との説明がありました。

このことについて委員より、「それぞれの計画の策定・見直しに当たっては、目標の設定の仕方や現在の達成状況を検証し、課題をしっかりと把握した上で、どこに重点を置き、それをどのように県民に伝えながら目標に近づけていくのかという観点から、実のある計画としていただきたい。また、計画策定の過程で、現行計画の実績及び成果について報告いただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、県立宮崎病院の改築に関して、病院事業費用を1,900万円余減額補正し、資本的支出の改築整備費を4,700万円余増額補正するものであり、同時に、実施設計業務及びコンストラクション・マネジメント業務の委託費について、債務負担行為を設定するものであります。

この結果、補正後の病院事業費用は316億1,600万円余、資本的支出は55億3,600万円余となります。

これに関連する県立宮崎病院再整備の事業費についてであります。

このことについて当局より、「本体工事費及び設計費等の事業費を最終的に50億円程度縮減

する」との説明があり、これに対して委員より、「今後、資材費や人件費の高騰が予想される中で、50億円の削減が本当に可能なのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「医療機能に影響のない建築、設備等の仕様を細かく見直すことによって、基本設計段階でまずは25億円程度の縮減を図り、さらにコンストラクション・マネジメント業務の導入による実施設計及び入札によって、25億円程度の縮減を図る予定である。資材単価や人件費が極端に上がると厳しい状況になることも考えられるが、今後、目標を達成するために精いっぱい努力してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業費縮減の目標に向けて最大限の努力をし、その状況を随時議会に報告いただくよう要望するとともに、再整備する以上は、県民の命を守る中核病院として、質を落とすことなく、機能を十分に発揮できる施設としていただきますよう要望いたします。

次に、県立病院の機能についてであります。

このことについて委員より、「病床の稼働率を上げ、本来の高度急性期・急性期医療の機能を果たしていくためには、地域の病院との連携が必要と考えるが、地域連携の協議は進んでいるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「現在は医療連携科において、回復期・慢性期に移行した患者の受け入れ病院を探しているが、合併症があるケースなど困難な場合も多い。いろいろな機会ネットワークをつくり、受け入れ体制を整えるための地域連携の協議を進めようとしているところであるが、一定の時間を要する。地域の中にさまざまな症例の患者受け入れをお願いでき

る病院をふやしていくことは、今後の重要な課題と考えている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「本来の県立病院の目的をしっかりと果たし、機能分化を目指すため、医師会を含め、地域医療構想の調整会議でどのように役割分担していくのかを本音で協議していただきたい」との意見がありました。

また、委員より、「県立病院は、県全体の基幹病院として、地域貢献の役割を果たしていくべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「病院局を設置したときに、僻地や他の公立病院への支援を担うべきという理念のもと、地域医療科を創設したところであるが、実際には義務修了した自治医科大学卒の医師も各診療科に組み込まれ、余裕がない実態がある。これからの目標として、地域医療科を充実させ、各地域の公立病院への医師派遣ができる病院体制を目指して、しっかりと医師確保に努めていきたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委

員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてあります。

今回の補正は、一般会計で2,000万円の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は427億6,100万円余となります。

次に、新宿みやざき館KONNEのリニューアルについてであります。

これは、本県の首都圏における情報発信、交流、販路開拓などの拠点としての機能を強化するものであります。

このことについて委員より、「リニューアルにはどれくらいの金額がかかるのか。また、その積算内訳はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「設計費が約1,700万円、工事費が約2億円、それ以外の備品関係等が約1億円の合計約3億2,000万円である。県と家主との契約の関係で、今回の工事は家主の指定業者が行うことになるが、今後の詳細な設計の中で内訳が出るものと考えている」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、「当該業者の設計書等を県の営繕担当部局が精査するなどして、工事費等の妥当性を確認してほしい」との意見がありました。

また、別の委員より、「今回、かなりの県費を支出することになるので、それだけの成果を出す必要があるが、コンセプトをどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「リニューアルにより、多くのお客様に来館いただき、宮崎のものを見て、買って、よさをわかってもらう取り組みを広げていくとともに

に、今回選定した飲食店運営事業者の情報発信力をうまく活用しながら、宮崎との取引拡大にもつなげ、首都圏での情報発信拠点としての機能がさらに高まるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、同館が本県の首都圏における情報発信拠点としてしっかり機能するよう、リニューアルに当たってはPR効果を向上させるために、内装に県産材を使用することなども検討し、工事費等の妥当性についても丁寧に検証していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は712億7,000万円余となります。

次に、クルーズ船誘致と港湾工事スケジュールの調整に関する商工観光労働部と県土整備部の連携についてであります。

クルーズ船の誘致に当たっては、当該港湾の岸壁工事等との調整が必要であります。同船の入港に伴って工期が延伸した場合、施工業者への負担が生じる懸念があります。

このことについて委員より、両部間でのスケジュール調整に関する質疑があり、商工観光労働部の審査の中で、当局より、「工事の状況が今後の誘致にも大きく影響するため、県土整備部と十分に意思疎通を図り、工事の計画等を事前に把握した上で、調整できる体制をとりたいと考えている」との答弁がありました。

また、県土整備部の審査の中で、当局より、「工事については、業者と十分調整を図ってきたところであるが、今後、工期延伸に伴う費用増等が発生すれば、協議の上、対応していき

い」との答弁がありました。

これらに関連して委員より、「誘致と工事のどちらを優先するのかは非常に難しい問題であるが、施工業者が工期延伸に伴う損料等を負担することがないように、両部間で連携をとり、しっかりと誘致と工事スケジュールの調整を行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,200万円余の増額であり、「合板・製材生産性強化総合対策事業」の実施に伴うものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は220億1,400万円余となります。

この事業は、地域材の競争力強化に向けて、県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合

板・製材工場等へ原木を安定的に供給する事業者が行う、間伐材の生産のための路網整備を支援するものであります。

このことについて複数の委員より、「作業道1メートル当たり定額2,000円の支援となっているが、これでは排水溝等の設置は難しく、土砂崩壊を招くおそれがあるのではないか」との質疑があり、当局より、「当事業においては、地形を見きわめて、切り土、盛り土が少なく済む路線を選定している。また、森林作業道作設指針を策定し、林業事業者へ指導を行うなど、現場に応じた壊れにくい路網の整備に引き続き取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「土砂崩壊が発生すれば、補修するために多額の費用が必要となることから、そうならないよう林業事業者への指導を徹底するとともに、作業道開設による林地への影響についてしっかり検証を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき林業大学校(仮称)の検討についてであります。

このことについて当局より、「本年度に基本計画を取りまとめ、平成30年度に研修コースやカリキュラム等の検討を行い、平成31年度の開校を目指す」との説明がありました。

これに関して委員より、「林業県である本県にふさわしい先進的な取り組みとなるよう、関係者一丸となって知恵を絞る必要があるが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「現場のニーズを的確に踏まえて検討するとともに、学生がたくさん集まり、卒業後は確実に林業に就業していただくことが重要となるため、地域の林業事業者などのさまざまなサポートを受けながら運営する体制を構築してま

いりたい。また、各地域で研修が受けられるよう、サテライト方式等についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林業を成長産業とするためのさまざまな事業と林業大学校が相乗効果を生み出すよう、本県が目指す林業の明確な将来像の設定や、そのために必要な人材を育成できる宮崎ならではのあり方について、十分に議論を重ねていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,600万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は400億8,600万円余となります。

次に、議案第5号及び6号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、国が、最近の労働市場の実勢価格を適切、迅速に反映した積算とするため、例年4月の単価改定を1カ月前倒ししたことを踏まえ、県も同様の対応としたことから、変更契約を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「人手不足が深刻化する中、担い手を確保するためにも、現に働かれている方の賃金に反映されることが重要である。発注者としてその状況をきちんと把握する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「公共事業については、国が各地域ごとに企業の資材費や賃金等の支払い状況を毎年10月ごろに調査し、その結果を踏まえて労務単価が改定されており、実態は反映されている。また、労務単価が上がった際には、対象となる工事の受注者に対して、下請業者等にまで支払われるようお願いしている」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で100万円余の増額であり、新規事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」の実施に伴うものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,099億2,000万円余となります。

この事業は、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアを必要とする児童生徒がいる学校を研究指定校として、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制のあり方を検証するものであります。

このことについて委員より、事業後の展開について質疑があり、当局より、「医療的ケアに関する学校、看護師、保護者の役割分担を明らかにし、緊急時の対応マニュアルや人工呼吸器

ケアガイドライン等を作成し、研究指定校以外への普及を図ることとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、研究の成果を広めていくことで、本県の学校における医療的ケア実施体制がより一層充実していくことを要望いたします。

次に、宮崎県いじめ防止基本方針の改定についてであります。

これは、本年3月に国が基本方針を改定したことから、県も基本方針の見直しを行うものであり、これに合わせて各県立学校においても、「学校いじめ基本方針」を見直すこととしております。

このことについて委員より、「各学校での方針見直しに当たっては、県の基本方針の内容が生かされるようにするとともに、改定後の基本方針に基づき、各学校においていじめの防止に組織的に取り組むように指導を徹底していただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「基本方針の改定内容については、各学校への通知だけでなく、直接説明する場を設け、校長の積極的なリーダーシップのもとで組織的な対応ができるように、指導助言を行ってまいりたい」との答弁がありました。

次に、教職員の資質向上実行プラン(改訂版)における具体的な取り組みについてであります。

このことについて当局より、「優秀な人材の確保を目的として、学生等を対象に、教員の業務に対する理解を深めるため、教員体験の機会を提供するスクールトライアル事業等に取り組んでいる」との説明がありました。

これに対して委員より、「教員を希望する学

生等が、地域の子供たちとの触れ合いを通じて感動体験をすることは、意欲の維持につながる事が期待されるので、今後ともこのような場を多く提供していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「教職員の資質向上に十分に取り組んでいただいているが、その成果が学力の向上に結びつくように、引き続き取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「学力向上については、全国学力・学習状況調査等の結果を分析しながら、必要な対策を講じることとしており、施策の柱として継続的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて当局より、県有主要3施設におけるそれぞれ2カ所の整備候補地について、整備費用や利便性、安全性等に関する検討状況の報告がありました。

これに対して委員より、「体育館についてアリーナ形式を要望する声もあるが、70億円の整備費でどのようなものを想定しているのか」との質疑があり、当局より、「バスケットボールコート4面、座席数3,000人程度のアリーナ形式を想定している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設の分散整備は、県全体の経済的な浮揚につながることから、前向きに検討していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県有主要3施設の整備方針は、その後の競技会場選定等にも影響することから、混乱を避けるためにも早急に決定していただくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。県議団を代表して、請願に対する討論を行います。

請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」について、今議会も継続審査との委員長報告であります。同請願の採択を求めるものです。

本請願は、昨年9月議会に提出され、今議会でも4回もの審査を経たこととなります。請願者は、毎年、県民の署名を添えて、健やかな子供たちの成長のために、子供の医療費の助成を、せめて義務教育の中学校までは無料にして、どの子も生活環境に左右されず医療を受けられる体制を整えてほしいという切実な思いで請願を提出しておられます。

県民のこの子育ての願い、思いをしっかりと受けとめることが、まずは県議会の役割ではない

でしょうか。経済格差が拡大する中、子育て支援や子供の貧困対策等は社会的な課題であり、県政課題としてもしっかりと取り組むことが求められております。また、子供の医療費助成・無料化は、子育て支援の大きな柱でもあります。

現在、県の「乳幼児医療費助成事業の助成状況調査」では、県内では既に、入院では中学校卒業までが18自治体、小学校卒業までが6自治体、通院では、中学校卒業までが16自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。さらに3つの自治体で年内に助成を拡充する予定と伺っています。

各市町村では、国の理不尽なペナルティーを甘んじて受けながらも、独自に上乘せをして、住民の子育て支援への強い要望に応える努力を続けておられます。こうした自治体の努力に県も応え、支援をしていくことが求められているのではないのでしょうか。

全国を見ても、群馬県や静岡県など5県は、既に中学校卒業までの医療費無料化を実施しており、鳥取県では、高校卒業まで無料化が進められています。本来、子供の医療費無料化は国の施策で実施することが必要であることは、言うまでもありません。しかし、残念ながら、国の施策はそこには達しておりません。国にも積極的に求めていくとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であるならば、県内どこに住んでいても安心して医療が受けられ、安心して子供を生み育てられる環境を整えることが必要ですし、このことは少子化打開にとっても大きな力になるのではないのでしょうか。

そのためにも、県議会が、子供の医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める本請願を採択し、その実現に向けて尽力することが、何より重要ではないかと思えます。このこ

とは、既に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に基づいた、子育て支援の国の制度創設を促すことにもつながるものです。こうしたことも踏まえ、子育て支援を促進させる県議会の責務としても、また切実な県民要求を請願という形で県議会へ提出される県民の請願権を尊重して、県民の負託を受けた県議会は、県民のその思いをしっかりと受けとめ、県政、国政につないでいくことが、その役割、責務であると思います。本請願の採択を強く求めるものです。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。

以上です。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第7号まで、
第11号及び報告第1号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第7号まで、第11号及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますの

で、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年 6 月 27 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第2号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求

める意見書

平成29年 6 月 27 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 宮崎県議会議員 星原 透

緒嶋 雅晃

宮原 義久

太田 清海

黒木 正一

後藤 哲朗

岩切 達哉

河野 哲也

島田 俊光

野崎 幸士

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで 追加上程

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております議員発議案第2号及び第3号について、反対の立場から討論をいたします。

まず、第2号「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」について述べます。

本意見書提出の最大の動機は、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR法）」、いわゆるカジノ推進法の成立に伴ったものであります。

結論からいって、本気でギャンブル依存症対策を求めるといふのであるならば、ギャンブル依存症の発生源の一つともなる「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の廃止を国会に求めるとともに、IR実施法案の策定中止を政府に求めるべきであります。つまり、依存症の抜本的な対策は、その発生源を断つ以外にないことは、余りにも明らかであるからであります。事実上、IR法（カジノ推進法）を認めながら、ギャンブル依存症対策を求める本意見書は、本末転倒と言わなければならないと思います。

ギャンブルをやめられないのは、その人の人格と意志の問題ではありません。ギャンブル依

存症は、脳の機能変化によって引き起こされる重篤な病であります。一旦依存症のレベルに達すると、回復には長い時間と地道な努力が必要となり、金銭面だけではなく、人間関係の破綻や人間性の崩壊にまで及ぶ極めて深刻な病気です。ギャンブル依存症の回路は脳に一生残ると言われ、治療する精神科医は極端に少なく、また有効な治療薬は存在しないと言われます。

厚生労働省が2009年に公表したものによると、日本の成人男性の9.6%、女性の1.6%にギャンブル依存症の傾向があるという結果が出ております。諸外国でも同様の調査が行われており、スイス、イギリスは0.8%、カナダは1.3%、アメリカ1.4%、スペイン1.7%と、ほぼ1%前後であるのに対し、日本はずば抜けております。人口に換算するならば560万人という衝撃的な結果となります。

競輪、競馬等の公設のギャンブル場が設置されている一方で、パチンコ・スロットはギャンブルとみなされない欺瞞性、さらにマスメディアは、これらのギャンブル広告に自己規制は弱く、さらに行政の無理解等によって、日本のギャンブル依存症患者は全く絶望的な状況の中に放り出されている状況にあります。

日本は既にギャンブル依存症の大国となっており、依存症に対する対応は、一部の医療関係者や市民団体などの努力に頼るだけで、政府は、依存症の十分な実態把握も、必要な医療体制の整備も、予防のための教育も、ギャンブル施設の規制も何もやっていないに等しいものであります。この上にカジノの解禁を進めるというのでありますから、許せるものではないと思います。

ギャンブルは、胴元やゲームメーカーが確実

に利益を上げる一方で、数多くの依存症患者をつくり出し、経済的破綻、多重債務、家庭崩壊、自殺など、破滅に追い込んでおります。ギャンブル、カジノの経済効果を説く者がいますが、製造業の付加価値もカジノ産業の付加価値も、付加価値には変わりありません。製造業は新たにつくり出された価値であるのに対し、カジノ産業は単なる価値の移転の結果でしかありません。その価値は顧客の負けた金であり、顧客の所得や財産の移動でしかありません。

一方で、社会的コストを忘れてはなりません。暴力団等反社会的勢力の排除のための費用、マネーロンダリングを防止するための費用、ギャンブル依存症対策費などがあります。

本意見書は、カジノ解禁の具体化を前提にしたものであり、到底容認できるものではありません。

次に、議員発議案第3号「循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書」について述べます。

本意見書は、表題の課題を実現するために、森林整備、担い手確保等の予算の確保など、3項目を政府に求めるものであります。我が党は、具体的要望項目のうち、第1項及び第3項については何ら異議なく支持するものであります。容認できないのは、第2項において森林環境税（仮称）を早期に創設することを要望していることであります。

意見書が述べているように、森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、我々の生活や経済に恩恵をもたらしており、将来にわたってこれらの機能を発揮させるためには、循環型林業を確立することが欠くことのできない課題であります。こうした国民的課題であり、しかも幾世代にもわたる課題であるた

め、財源は一般租税に求め、特別税に求めるべきものではないと考えます。

この問題については、平成28年11月議会の討論で基本点については述べておりますので、ここで繰り返すことはいたしません。次の点を補足しておきたいと思っております。

平成24年10月1日から導入された「地球温暖化対策のための税」があります。これは、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率を上乗せしたものであります。全国森林環境税創設促進議員連盟は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保等のため、導入された「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与するよう求めております。この陳情は実現いたしてはおりませんが、我が党としては、議員連盟の要求は積極的なものであり、温暖化対策税の活用を求めるものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 提出者を代表いたしまして、議員発議案第3号「循環型林業の確立のための安定的な財源の確保等を求める意見書」に賛成の立場から、討論をいたします。

皆様御存じのとおり、森林は、国土の保全、地球温暖化の防止、木材の供給など、多面的な機能の発揮によって、私たちの生活や経済に欠かせないさまざまな恩恵をもたらしています。

また、現在、我が国の森林は、これまでの先人のたゆまぬ努力により、戦後造成された人工林を中心に、本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用することで、林業の成長産業化を実現し、地方創生に貢献するこ

とが期待されています。

特に本県は、森林が県土の約76%を占める林業県であり、杉の素材生産量が26年連続で日本一となるなど、全国トップクラスの生産基盤を誇っております。この豊かな森林資源を最大限活用し、森林・林業の振興を図ることは、極めて重要な課題であります。

一方で、林業を基幹産業とする中山間地域におきましては、過疎化、高齢化の進行による担い手の不足や、相続等により所有者や境界がわからなくなった森林の増加など、長年にわたる課題が山積しております。今後、人口減少や世代交代等の進行に伴い、状況はより深刻になっていくことが予想され、早急な対策を行う必要があります。

今回提出させていただいた意見書では、循環型林業を確立するための森林整備、担い手確保等の予算の十分な確保を初め、市町村が継続的に森林整備に取り組むための安定的な財源として、現在、政府で検討が進められている森林環境税の早期創設、さらには森林の誤伐・盗伐対策として、地籍調査や森林境界明確化等に要する予算の確保や、盗伐を繰り返す悪質な事業者等に対する指導・取り締まりの強化などを要望しております。

中でも、全国版の森林環境税の創設に当たっては、各府県で導入されている独自課税との関係を整理した上で、再造林等も使途の対象とするなど、地方の意見を踏まえた内容としていただきたいと考えております。

この森林環境税の実現により、森林現場や森林所有者に最も身近な市町村が主体となった、新たな仕組みによる森林整備を行うための財源を確保することができ、従来からの課題の解決に向け、取り組みの前進が大きく期待されるも

のです。

また、誤伐・盗伐問題につきましては、個人の所有権が侵害されるだけでなく、伐採跡地に再造林が施されず放置されることで、土砂崩れなどの災害を引き起こす可能性も懸念されるなど、早急な対応が求められております。この誤伐・盗伐問題の背景には、森林所有者が遠方に居住しておられるなど、管理の行き届かない森林や、所有者や境界が明らかでない森林の増加などが挙げられるため、林地台帳の整備を初めとする境界の明確化に向けた取り組みを一層推進するとともに、盗伐を繰り返す悪質な事業者等について、指導・取り締まりの強化を求めるものであります。

執行部、また関係団体におかれても、各種施策に取り組まれておりますが、県議会としましても、地域の実情を踏まえ、国にしっかりと要望を行うなど、課題の解決に向けたさまざまな取り組みを推進し、本県の森林・林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、議員各位におかれましては、申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号及び第3号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第 1 号採決

○蓬原正三議長 次に、議員発議案第 1 号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年 6 月定例県議会を閉会いたします。

午前10時56分閉会